


所管部課	市民部 産業振興課	部長	田村 美砂	
件名	東大和市特例小口零細企業資金融資要綱の一部を改正する訓令について		区分	
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正に伴い、東大和市特例小口零細企業資金融資要綱において引用している条項に変更が生じたため一部改正するものである。</p> <p>(2) 改正の要旨 要綱第2条第6号において引用している産業競争力強化法「第2条第24項第1号」を「第2条第29項第1号」に改める。</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 特例小口事業資金融資あっせん制度の適切な運用が図られる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 令和3年12月8日 文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。